



# 「一般名処方」と「選定療養」について

当院では、国の施策に基づき、お薬の安定供給確保と効果的な後発医薬品の使用促進に取り組んでいます。

## 1. 一般名処方への取り組み

当院では、特定の製品名ではなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を実施しています。

一般名処方とは：お薬の製品名（例：ロキソニン）ではなく、有効成分の名前（例：【般】ロキソプロフェンナトリウム）で処方箋を記載することです。

お薬不足への強さ：昨今の全国的な医薬品供給難の中でも、特定のメーカーに依存せず、薬局で流通しているお薬を柔軟に受け取ることができます。

選べる選択肢：処方箋を薬局へ持参した際、薬剤師と相談して「先発医薬品」か「後発医薬品（ジェネリック）」を自由に選択できます。

### ① 一般名処方加算について

この取り組みにより、処方箋交付1回につき国の定めた「一般名処方加算」が診療報酬点数として加算されます。

## 2. 長期収載品の選定療養

2024年10月より、患者様のご希望で先発医薬品を希望される場合に、特別な料金が発生します。

対象となる医薬品：後発医薬品（ジェネリック）が発売されてから5年以上経過した「長期収載品（先発医薬品）」が対象となります。

特別な料金の仕組み：先発医薬品と後発医薬品の「差額の4分の1（+消費税）」が、保険適用外の自己負担（選定療養費）として上乗せされます。

例外的な扱い：医療上の必要性があると医師が認めた場合や、薬局に後発医薬品の在庫がない場合などは、この特別料金はかかりません。

### ▲ 自己負担額に関するご注意

特別な料金は薬局でお支払いいただきます。また、消費税分も別途自己負担となりますのであらかじめご了承ください。

※ 医療上の必要性（副作用、先発品との適応・効果の明確な差など）がある場合を除き、原則として後発医薬品（ジェネリック）への切り替えをご推奨しております。  
ご不明な点がございましたら、当院の医師、または調剤薬局の薬剤師までお気軽にご相談ください。

当院は施設基準を遵守し  
適切な医療情報の提供に努めております